

最高裁判所(第一小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 処分取消請求上告事件
国側当事者・国

平成21年12月3日棄却・確定

(第一審・さいたま地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成21年1月28日判決、本資料
259号-15・順号11128)

(控訴審・東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成21年7月1日判決、本資料259
号-125・順号11238)

決 定

上告人 甲
被上告人 国
同代表者法務大臣 千葉 景子
同指定代理人 奥寺 政隆

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所
定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は
事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当し
ない。

平成21年12月3日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 櫻井 龍子

裁判官 甲斐中 辰夫

裁判官 涌井 紀夫

裁判官 宮川 光治

裁判官 金築 誠志